

第 72 回 鎌倉市緑政審議会 会議録

日 時：令和元年 11 月 15 日(金) 10 時 00 分～11 時 30 分

場 所：鎌倉市役所本庁舎 4 階 402 会議室

出席委員：入江彰昭会長、押田佳子会長職務代理

田中美恵子委員、山内政敏委員、山本俊文委員

飯田晶子委員、岩田晴夫委員

欠席委員：佐藤雄基委員、上村真由子委員、松行美帆子委員

事務局：服部都市景観部長、古賀都市景観部次長、秋山みどり課長、奥山都市景観課長、永井都市計画課長、田邊公園課長、持田企画計画課長（共創計画部次長）

入江会長：第 72 回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。はじめに、委員の出席について、事務局から報告をお願いいたします。

秋山みどり課長：事務局を務めております、みどり課長の秋山です。議事に先立ち、事務局からのお願いとしまして、ご発言の際にはマイクをご使用いただくことについてご協力いただきたいと思っております。続きまして、委員の出席について報告します。佐藤委員、上村委員、松行委員から欠席のご連絡が入っておりますが、委員の過半数の出席がありますので、鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。

入江会長：次に、本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

秋山みどり課長：お手元にお配りしている次第(案)について説明いたします。最初に次第の 1、審議事項として 1 議題、次に、次第の 2、報告事項として 2 議題、最後に次第の 3、その他の報告を予定しております。本日の配付資料はお手元にある資料 1 から 4 です。本日の会議は、お手元にお配りしている「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議の招集と併せて、会議を公開とすることは会長にご判断いただいております。なお、会議中に、会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがある等、会議の目的が達成されないと認められる時は、審議会の判断により非公開部分を設けることができることを同要領において規定しております。傍聴者募集については、11 月 1 日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、申込みはありませんでした。後日、掲載するホームページ上の会議録及び会議資料の公開範囲にも関係してまいりますので、このことを踏まえまして、次第(案)の内容と会議の公開について、ご確認ください。

入江会長：本日の次第(案)及び会議の公開について、事務局から説明がありました。「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、本日の会議及び資料は、公開としたいと判断しておりますので、よろしくをお願いいたします。ご意見等、ございますか。

(意見なし)

入江会長：それでは、この次第に沿って審議を進めていきたいと思います。

1 審議事項

(1) 前回審議会会議録の確認

入江会長：次第 1、審議事項(1)、前回審議会の会議録の確認について事務局からお願いします。

秋山みどり課長：前回会議録につきましては、資料 1 としてお手元に配付してございます。前回審議会終了後に、事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、岩田委員、松行委員、山本委員から、それぞれのご発言のあった箇所について文言の修正のご指摘があり、ご指摘に沿って修正しております。

会議録の確認の前に、追加資料について説明させていただきます。前回議事の中で、山本委員から、緑地の管理費用の動向についての資料を求められており、本日、お手元に参考資料として配付させていただきました。平成 28 年に策定した「社会基盤施設マネジメント計画」です。この計画は、市が維持管理を行う各インフラについて管理方針を定め、管理経費の縮減方策や施策の効果の見通しを試算しているものです。189 頁をご覧ください。緑地については、施設管理の目標を「予防保全型管理への転換と防災対策の視点による計画的な維持管理を目指す。」としており、主な施策として「防災対策の視点を取り入れた計画的な維持管理」、「予防保全型管理への転換」など、5つの項目を記載しています。190 頁の中段「将来予測経費とマネジメント後経費の試算比較」をご覧ください。マネジメント後の維持管理費につきましては、年あたり 2.11 億円との試算結果を示しています。資料の説明は以上です。

引き続き、資料 1 会議録(案)につきまして、内容のご確認をお願いいたします。

入江会長：前回の会議録についてはいかがでしょうか。こちらの「社会基盤施設マネジメント計画」の 189、190 頁ということです。山本委員、何かありますか。

山本委員：特にありません。

入江会長：他、委員の皆様から何かありますか。「社会基盤施設マネジメント計画」そのものでなく、前回審議会会議録の確認についてもですが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、この資料のとおり前回審議会の会議録を確認したことといたします。

2 報告事項

(1) 確保緑地の適正整備事業について

入江会長：それでは、報告事項(1)、「確保緑地の適正整備事業について」、事務局から説明をお願いします。

秋山みどり課長：報告事項(1)、「確保緑地の適正整備事業について」、お手元の資料 2 を基に説明します。本事業については、緑の基本計画におけるリーディング・プロジェクト「緑の質の充実」として、「未来に誇れる価値ある緑の創造」の考え方を示し、この施策展開の一つとして、平成 21 年度から実施しているものです。前回の審議会では、10 年間の事業を

まとめた「確保緑地の適正整備事業報告書」の（案）を報告し、意見をお伺いしたところです。岩田委員から、生物多様性についての説明の追記のご意見があり、後日、写真の追加、文言の修整についてご提案いただきました。いただいたご意見については、案に反映し、会長にご確認いただいた後、令和元年10月21日に資料2-1のとおり報告書を確定しましたことを報告します。

続きまして、資料2-2をご覧ください。こちらは10年間の知見を基に、平成21年度に定めた「確保緑地の適正整備事業の考え方」を令和元年度版に見直し、案としたものです。本日はこちらについて、ご意見をいただきたく思います。内容については、担当係長から説明いたします。

後藤みどり担当係長：資料2-2「保全緑地の森づくり事業の考え方（令和元年度版）」について説明させていただきます。着席して説明します。

令和元年度版の案は、当初作成のものから基本的な章立ては変えておりません。改めて、考え方の内容について説明します。なお、資料では、当初版から文言の修整等を行ったところをアンダーラインで示しています。1頁の「はじめに」をご覧ください。確保緑地の適正整備事業は、緑の質の充実を図るため、平成21年度から取り組んできたものです。この事業は、荒廃の恐れのある市有緑地を対象に実施しています。緑地は「生き物を育む」、「環境負荷を和らげる」等様々な機能を有しています。また、SDGs未来都市計画の取組や世界的な環境問題に対する機運の高まりなど、都市基盤としての役割を担っている緑の重要性は今後さらに増していくものと考えます。このようなことを背景として、令和元年度版は、平成21年度から実施した本事業で得た知見や課題を踏まえて内容を見直し、全面改訂したものです。

「1 特別緑地保全地区の概要」の「(1)指定状況」ですが、同じ頁の表をご覧ください。本市の特別緑地保全地区は、現在、11地区、合計面積約49.4ha、近郊緑地特別保全地区は1地区、131haとなっています。2頁の「(3)土地所有」をご覧ください。特別緑地保全地区内の土地所有者の割合は、約6割が市有緑地であり、約4割が民有緑地となるなど、公有地と民有地が混在しています。「(4)地形・植生」の特徴ですが、「ア 地形」については、その概ねが丘陵地で、急傾斜地も含まれています。また、「イ 植生」については、概ねが里山の半自然的な代償植生となっており、「常緑広葉樹林」、「落葉広葉樹林」、「スギ・ヒノキ植林地」、「竹林」、「その他」に大別でき、長期間、保育管理が行われておらず、荒廃の恐れがある緑地もあります。3頁をご覧ください。「(5)都市緑地法による管理等」では、特別緑地保全地区の根拠法令である「都市緑地法」において、「買入れた土地を法律の目的に適合する様に、また、緑の基本計画記載事項に従って管理しなければならない事」や、近郊緑地保全区域における保全計画、森林環境税及び森林環境譲与税制度の創設、鎌倉市森林整備計画に「竹の侵食の抑制」を記したことを記載しました。「(6)緑地管理の実情」ですが、「ア 市有緑地」では、周辺住民からの要望に市が直接対応していること、「社会基盤施設マネジメント計画」では、緑地について、管理施設の予防保全型管理への転換や防災対策の視点を取入れた計画的な維持管理、定期的な点検及び点検データの蓄積による適正で継続的な維持管理を位置付けていること、一部では、市と調整した上で市民ボランティアによる維持管理活動が行われていること、予防保全型管理への転換と防

災対策の視点から、平成 30 年度に緑地維持管理計画の策定等をしたことを記載しました。「イ 私有緑地」にあつては市の事業として、「樹林管理事業」や「緑地保全契約の締結」、「保存樹林の指定による奨励金交付」など、いくつかの土地所有者支援策を講じていることを記載しました。

続いて「2 整備の必要性」として、大きく 5 項目に整理しており、「(1)法・計画の目的の実現」、「(2)緑地荒廃の防止」、次の頁に移りまして、「(3)生物多様性の保全」、「(4)公有財産の適正管理」、「(5)市民との連携」としています。

「3 これまでの取組みにおける知見と課題」ですが、本日配付した資料 2-1 の「(1)知見」及び「(2)課題」から一部整理・抜粋し、記載しています。

5 頁に移りまして、「4 事業の方向性」ですが、「(1)適正整備の方向性」として、特別緑地保全地区や、その候補地である市有緑地を対象に、質的向上を図ること、荒廃の恐れがある緑地から優先的に実施することとしています。「(2)整備の内容」は、植生更新等により、生物多様性の保全を図ることや、具体的に樹林のタイプ毎の基本的な整備内容を示しています。樹林地のタイプ「i 常緑広葉樹林」は、がけ崩れの恐れがあり、緊急性を要する枝おろしや傾斜木、倒木、枯損木の処理を実施するとしています。次の頁に移りまして、「ii 落葉広葉樹林」は、常緑広葉樹林と基本的に同様とし、状況により、二次林の形態に類似した緑地景観を目指すとしています。「iii スギ、ヒノキの植林地」は、林床の植生回復が期待できる密度に除伐・間伐を行うこと、倒木、枯損木を処理すること、伐期齢の下限を超える森林は、主伐による更新についても検討することとしています。「iv 竹林」は、今回の見直しで新たに加えた項目です。竹林が既存の樹林地に生育範囲を拡大させることを抑制するため、タケの伐採を行うこと、竹林から広葉樹林への植生回復を図るため、タケ伐採後の林床においてササ刈等を行うこととしています。この他、必要に応じて、管理用の通路や軽易な施設を設けること、下草刈りの実施、生態系の保全への配慮、間伐材の利活用を記載しています。また、試行とモニタリングを繰り返し、影響を見極めながら必要な作業を行っていくとしています。「(3)実施時期」としては、作業内容に応じた最も効果的な時期に実施し、樹木については休眠期である冬期を原則としています。次の頁に移りまして、「(4)市民等との連携」としては、地域住民やボランティア等、多様な主体が緑地の維持管理に参画できる場所としていくこと、多様な主体との連携を効率的に進めるため、市が緑地の整備イメージを明確にし、作業に携わる者全員が共有できるようにしていくこととしています。「(5)知見と考え方の整理」については、事業対象地における適切なモニタリング手法の確立、緑の基本計画の改訂に合わせたおおむね 5 年ごとの知見の取りまとめ、土地所有者や市民とも共有できる緑地の維持管理の考え方のモデルを示すこと、市民参加による環境調査や整備を実施することを記載しています。

「5 期待される効果」は「生物多様性の保全を始めとする緑地の機能向上」のほか、7 頁に記載のとおりです。内容は以上です。

今回、この「保全緑地の森づくり事業の考え方」を令和元年度版として変更することで、これまでの整備に加え、竹林の伐採と市民等との連携を更に進めていきたいと思っております。説明は、以上です。

入江会長：前回、確保緑地の適正整備事業の 10 年間の取り組みの報告書について、委員の皆様から

ご意見をいただき、資料 2-1 のとおりできあがってきたとのこと。また、その 10 年間の取り組みの成果を踏まえて、新しく事業の考え方の案を作成したとのこと。ただいまの説明や、資料 2-2 保全緑地の森づくり事業の考え方(案)に対して、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。皆様から忌憚のないご意見をよろしく願います。前回の審議会の中でも、資料 2-1 の「確保緑地の適正整備事業報告書」については、いくつか岩田委員からコメント、補足をいただきました。前回審議会後に行った勉強会の中でも、岩田委員から 10 年間モニタリングを続けた中で、生物多様性という意味で、ある程度適正に管理することについて、効果が一定程度見られたというお話もありました。岩田委員から、とりわけこの点がというものはありますか。

岩田委員：うまくまとめてくれていますが、気になった点が 2 つあります。資料 2-2 の 7 頁の一番下のイメージ図です。わかっているような、わかっていないような図なのですが、「市による緑地管理事業」と「確保緑地の適正整備事業」の 2 つの枠があって、一部が重なっています。多分、リーディング・プロジェクト的な意味合いを込めて描かれていると思いますが、わかりにくいので、説明をしていただけると良いと思います。それからもう一つ。今、神奈川県が色々やってくれているのですが、神奈川県は全国的に見ても生物多様性の保全について、非常に遅れています。特に、今問題になっているのは外来種なのです。鎌倉市は 10 年くらい前にタイワンリスの防獣実施計画を策定しました。神奈川県はようやく今年度になって、公益社団法人日本動物学会からの要望を受けて、タイワンリスの防獣実施をしようということになって、これから審議するところです。ちなみに、鎌倉市で適正整備事業をやっていくと、色々な外来種が入りやすくなる点があります。そういうことがあって、下草刈りをする時にはあえてアオキを残すような刈り方をしてもらい、外来種が入りにくくなるような色々な工夫をしています。鳥類では、ガビチョウが増え、ウグイスが減っています。現状では非常に大きな問題です。その一方で、タイワンリスやアライグマは非常に一生懸命駆除をしていただいて、最近是非常に健康で元気なタヌキが増えてきています。イタチも大分テリトリーを持てるようになってきています。良い面も出てきています。その一方、神奈川県全体でみると、イノシシが非常に増えてきていて、今、三浦半島で増えています。鎌倉でも何回か確認した記録があります。今後、イノシシが侵入してくるであろうことが考えられるので、その時に何をするかを考えなければならない。鎌倉だけでなく、緑は繋がっていますので、神奈川県全体のことも考えなければならない。それらをちょっと含みおいていただければと思います。

入江会長：1 点目ですが、資料 2-2 の 7 頁の図について、「市による緑地管理事業」と「確保緑地の適正整備事業」の 2 つの枠が一部重複しているのについて、何か意味があるのかを事務局から願います。

秋山みどり課長：ご指摘いただいたところですが、「確保緑地の適正整備事業」については、おっしゃっていただいたとおり、「リーディング・プロジェクト」の「緑の質の充実」の一つです。「市による緑地管理事業」というのは、今、市有緑地について、要望に応じて管理をやっています。確保緑地の適正整備事業で、市有緑地の縁辺部の安全性を保つようにやっていくのと重なっています。確保緑地の適正整備事業は、緑地の中の質もあげていくという取組なので、両事業とも大事なものでありますが、「市による緑地管理事業」よりも、

少々上に位置させています。

入江会長：2点目の神奈川県との連携について、追記できるようなことは、また、考え方はありますか。

秋山みどり課長：下草刈りの時にアオキを残すとか、そのあたりは、緑化推進専門委員でもある岩田委員には、委託業務の発注の度に現場を見ていただいています。ここに書けるかどうかは検討させていただきます。そのようなアドバイスを基に、より向上していくように対応していきたいと思っています。

岩田委員：なかなかやりにくいと思いますが、「外来種の防除を図るため、リーディング・プロジェクトで得られた知見を基に色々な工夫をします」とか、そのような簡単な文言をいれていただけると、良いかと思います。ご検討ください。県の資料を今日は持ってこなかったのですが、県の審議会の方で、生物多様性の保全に関する資料が配付されたので、後日、メールでお送りします。

入江会長：他、委員の皆様からいかがでしょうか。

山内委員：前回も少しお話したのですが、この適正整備事業の報告書をよくまとめていただいて、内容もよく理解しました。山の北側に位置する常盤山特別緑地保全地区の市有地がメインで、同じ山の南側の歴史的風土特別保存地区の県有地では、あるボランティア団体さんが積極的に活動をして、竹林を全部刈ったエリアがあります。私が見ても、南側斜面は何もないような整備をされています。市が行おうとしている方針と、少しかけ離れていると思います。私も情報を仕入れようとして色々聞いているのですが、タケや根笹の侵食が激しいので、里山を基に戻してほしいというのが、県からボランティア団体への要求事項だと聞いています。ただ、ちょっと余りにも差が激しすぎるというところを危惧しているというか、ぱっと他の一般の方が入ってきた時に、尾根道はハイキングコースみたいにしてあるのですが、山の南側はすごく刈られているのに、北側は雑木林みたいになっているというのがちょっと気になっています。この場で議論するのが良いのかわかりませんが、そのあたりが気になっていて、うまくやっていただければありがたいというのが市民として思ったところなんです。こちらの事業の考え方についてもすごくまとめていただいて、我々が議論してきた竹林ですとか、市民とうまくコラボレーションしてやっていきたいと思いますところを盛り込んでいただいたので、大いに賛成です。この考え方に対してご協力できればなと思います。

入江会長：常盤山の北側の市有地と南側の県有地の部分でアンバランスになっているという話をいただきました。その点、再度、事務局からよろしいでしょうか。

秋山みどり課長：常盤山特別緑地保全地区の南側の部分は歴史的風土特別保存地区の県有地で、県で管理をしています。今回の事業の考え方につきましては、神奈川県にも意見照会をする予定です。この機会に、今のお話を確認したいと思っています。

入江会長：先ほど、山内委員から言われていた市民との連携というのは、資料2-2の7頁の「(4)市民との連携」の部分だと思います。今後、市が緑地の整備イメージを明確にし、みなさんでお進みする形がとれれば、リーディング・プロジェクトを受けて、共有していければ、ということで追記しております。

岩田委員：常盤山の件ですが、山内委員のご指摘のとおり、鎌倉の緑に対して、デリケートな部分

を配慮して管理していただいている方と、そうではない方がいらっしゃいます。そうではない方は、こちらは助言のつもりでお話をしても、聞く耳を持たない方も鎌倉市民には多いものですから、こちらも開き直っています。県側も予算をかけずに市民に丸投げしている部分と丁寧に鎌倉市が管理している部分が非常に対照的になって、これで良いのかと。そのようなモノの見方もできると思っています。多面的な見方をしていただければと思います。非常に苦しい点ですが、よろしく願いいたします。県もこれからちょっと見直しをしてくれると思うのです。非常に広範囲であるので、予算も無く、人手もありませんので、目が行き届かないということもあると思います。逆に山内さんたち、NPO 鎌倉みどりのレンジャーさんに一生懸命に良い管理をしていただくと、急激に良くなると思います。よろしく願いします。

山内委員：精力的にやられている南側斜面の団体とも、NPO 鎌倉みどりのレンジャーもコラボレーションして、いき過ぎないようにしたいと思います。私もここでこのような情報をいただいていますので、この情報を上手く繋いで、他の団体さんとも意見をすり合わせながらやっっていこうとしているのが現状です。ただ単にほったらかしにしているわけではないということだけ報告しておきます。

入江会長：私も現場をきちんと見ていませんが、コメントします。よく手入れされている方、やりすぎという話もありましたけれども、そこから出てきた材、間伐材等は現状どのようにされていますか。

山内委員：ほぼその場に置いて腐らせています。持ち出しは一切していません。

入江会長：どこかに集めて、積みおいているということですね。

山内委員：そうですね。

入江会長：他、委員の皆様、ありますか。

飯田委員：2点あります。資料2-2の3頁の「(5) 都市緑地法による管理等」の3点目です。森林環境税のことを記載されていますが、これはすごく大きなことで、鎌倉市としても可能性があることだと思います。表現が「創設されました。」にとどまっています。施行は5年後なので、今の段階ではこの財源をどのように使っていくのかというところまで記す必要は無いのかもしれませんが、そこでお金が入ってくることを見越して、5年間どのような準備をしていくのかというのは大事だと思います。森林環境税に対してどのような議論が鎌倉市内であるのかを、今の時点でありましたら、教えていただければと思います。

入江会長：事務局、お願いします。

秋山みどり課長：森林環境税につきましては施行がまだですが、森林環境譲与税の方が先行して今年、令和元年度に既に受けている状況です。約700万円程度入っているところです。令和元年度につきましては、市が作る建物について、木材を利用していくという方向を使い道としています。今後につきましては、保全緑地の森づくり事業などに適用できるのではないかと考えております。機会を捉えて、財政部局と相談していきたいと思っています。

飯田委員：2点目は、資料2-2の7頁の「(4) 市民との連携」です。具体的な数値を盛り込めるともっと明確になっていくのかと思いました。先ほどの担当係長の説明の中で、市有地が約30haほどあるとおっしゃっていましたが、その内、何%くらいが市民との連携が実現していて、そうでないところはあと何ha残っているのかとか、目標として、市有地の中でど

のくらいを市民との連携で進めていこうと考えているのか、そのオーバービューがとても重要ではないかと思えます。市民との連携が、とても限られた所に留まっているのであれば、やはり名前だけなのかなと思えます。財政難を見越しながら、本格的に市民との連携を盛り上げていこうと思うのであれば、ちょっと数値目標があれば良いと思えました。数値目標の部分で議論しているのであれば、お願いします。

秋山みどり課長：数値目標につきましては、具体的な議論をしていないのが現状です。常盤山特別緑地保全地区に、ボランティアの方々が入っているのはわかれます。鎌倉広町緑地のように供用開始をしていない場所なので、安全面も含めまして、なるべく入っていただかないようにということにしています。ボランティアが入っている場所はわかれます。市民との協働を目指していくところでもあります。11か所ある特別緑地保全地区でも、各緑地を民間の造園業者に1団体1つ持ってもらい、色々考えてもらったら良いのではないかと思います。将来的には広い範囲でやっていくということを目指したいと思えます。

押田会長職務代理：資料2-2の7頁の「(5) 期待される効果」です。先に感想だけ述べさせていただきますと、下から2点目の「間伐材」ですとか、下から1点目の「森林の更新」とか、副的な所を出されたのが非常に良かったと思えます。一方で、上から4点目の「市民ボランティアと連携して管理ができる緑地状況とする」と書かれていますが、これは体制づくりなのか、空間整備の目標像なのか非常にわかりにくいです。ひょっとしたら、これは両方を含むのかと思って議論を聞いていたのですが、前回までも含めた今までの議論の中では、体制づくりが先であって、その中でこの緑地として管理ができるような空間を維持していくという話なので、目標像を別物として盛り込まないといけなないと思えます。「緑地状況とする」という表現ではわかりにくいと同時に、目標がぼけてしまうので、できれば表現を修正していただきたいと思えます。言っていることだけをお聞きすると、体制の話なのかと思えますが、文面を見ると空間の整備目標が一緒になっているので、そこを区別しておくが良いと思えました。

秋山みどり課長：ご指摘の通り、「市民ボランティアと連携して管理ができる緑地状況とすること」とは、ボランティアリーダーが今育っていないという状況で、そちらを育てて体制を作っていかなければならないということと、同じ7頁の「(4) 市民等との連携」の2点目、「市が緑地の整備イメージを明確にし、作業に携わる者全員が共有できるようにします」と書かれているように、市がどのようなあり方で緑地を管理していくかということ、空間的なところもお示しして、ボランティアの方に入っていただきたいと思えます。先ほど山内委員が言ったように、思っていることと違うことにはならないように、市が何かを示さないとやはり活動がしにくいと思えますので、両方ということになります。もう少しわかりやすく書き直すことを検討していきたいと思えます。

押田会長職務代理：よろしくをお願いします。

入江会長：貴重な意見をありがとうございます。他、委員のみなさま、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

入江会長：今、委員の皆様からいただいた意見は、事務局で対応をお願いいたします。そして、事務局対応の内容の確認につきましては、私の方で責任を持って行っていきたいと思えます。資料2につきましては、一応このような形でできあがったということでご確認いただき、

審議会としてご了承いただければと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

入江会長：ありがとうございます。それではこの事項につきましては、了承したこととさせていただきます。

(2) 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて

入江会長：それでは、報告事項の(2)としまして、「鎌倉市緑の基本計画の見直しについて」、事務局から報告をお願いします。

秋山みどり課長：「鎌倉市緑の基本計画の見直しについて」説明いたします。「鎌倉市緑の基本計画」は、都市緑地法に基づき、「都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、市が定めるものです。お手元にあります緑の基本計画の224頁、本市の「緑の保全及び創造に関する条例」をご覧ください。第6条に本審議会の設置を規定、続く第7条に「緑の基本計画を定めなければならない。」と規定しています。また、同条第2項以降に、都市緑地法に拠ることや記載事項、市民および事業者の意見を聴くと共に緑政審議会に諮問することなどを規定しています。

基本計画の3頁、図序1をご覧ください。本市では、この条例に基づき、平成8年に緑の基本計画を策定しました。その後、見直しを概ね5年ごとに行い、現行の計画は、平成22年度に見直し、翌23年9月に改訂したものです。現行の計画は、実現を目指した施策展開の方向に重点を置いた計画書となっています。基本計画の98～99頁をご覧ください。計画に位置付けたグリーン・マネジメントの実践の考え方にに基づき、「鎌倉市のみどり」を計画書の一部として位置付け、進行管理を行うと共に着実な計画の実現と緑政上の課題解決に向けて、当審議会からのご意見をいただきながら施策展開を行ってきたところです。

頁を戻りまして、6頁「(4)計画期間」をご覧ください。現行の計画では、見直しについて、「計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、概ね5年を目安として計画の見直しを検討し、必要に応じて改訂等を行います。」としています。前回の改訂から3年後の平成26年度に、見直しの必要性について検証しました。この結果、「国などが示す見直しの要件や市の緑政事業の進捗等の状況、緑の基本計画の各項目の記載事項に照らした検討状況から、『現時点で、計画書自体を改訂すべき大きな見直しにあたる状況はない』とする。」「『今後の課題等』を整理し、課題の一点目に、緑の将来都市像、緑の基本計画実現に向けた取り組み継続が必要であること、平成32年の中間年次を迎える時期に、計画実現性を見据えた上での計画見直しの検討を行い、必要に応じて計画改訂等を行う方針を掲げる。」とし、緑政審議会へも報告した上で、平成26年には見直し作業を実施しないこととしました。現在、平成26年から更に5年が経過し、6頁「(5)計画のフレーム」の表に示します、中間年次、2020年を迎えることから、計画の見直しが必要と考え、来年度の見直し作業を予定しています。そこで、本日は、見直しの進め方やスケジュールについて説明させていただき、本審議会のご意見をいただきたいと考えております。内容につきましては担当係

長から説明しますので、よろしくお願いいたします。

後藤みどり担当係長：まず始めに、緑の基本計画の見直しの進め方の案について、お手元の資料 3-1 をご覧ください。「1 基本方針」。緑の基本計画の見直しの基本方針を定め、これに沿って進めることを考えています。見直しの基本方針とはどのようなものかと言いますと、緑の基本計画、222 頁をご覧ください。平成 22 年に決定した、前回見直しの際の基本方針の要旨です。緑の基本計画見直しの趣旨を述べるほか、(1) 基本方針の継承、(2) グリーン・マネジメントの更なる実践などを位置付けています。今回見直しにおいても、前回と同様に見直しの基本方針を定めることを考えており、本日、資料 3-3 として素案をお示しています。本日、委員の皆様からご意見を賜り、それを反映したものを次回の審議会にお示ししたいと考えています。内容については後ほど説明いたします。

資料 3-1 に戻ります。「2 検討会の設置」。本審議会事務局、関係課長を中心にした検討組織を設置し、見直しを進めます。この組織は、事務局としてみどり課、関係課として都市景観課、都市計画課、公園課、企画計画課を予定しています。「3 専門的な見地からの助言」。本審議会の、主に学識経験者委員から専門的な助言を受けながら見直しを進めることを考えています。「4 緑政審議会への意見聴取」。見直しの状況はその進捗に応じて本審議会に報告し、議論や意見を反映しながら進めることを考えています。「5 市民への公開等」。見直しの状況はその進捗に応じて市民に公開します。また、パブリックコメントなどによる市民からの意見は、適切に反映しながら見直しを進めます。

続きまして、改訂のスケジュール案について説明します。資料 3-2 をご覧ください。表では、一番左に年月を、その右列に作業内容を示しました。また、「庁内・市民・議会・審議会」の欄に、本審議会や庁内検討会の開催などについて示しました。令和 2 年 3 月までの工程をご覧ください。令和 2 年度当初の作業開始を見込み、本年度中には見直しの基本方針案の作成までを実施する考えです。また、令和 2 年 1 月に緑政審議会の開催を予定しており、見直しの基本方針素案及び見直しに向けた課題について意見聴取を行う予定です。続きまして、令和 2 年 4 月以降の工程をご覧ください。4 月に見直しの基本方針を決定・公表する予定です。その後、見直しの参考とするために、広く緑に関する施策・事業について、市民の意見・提案を募集します。6 月頃から、市民意見を踏まえつつ見直しの概要その 1 の案を作成、庁内検討会で検討した後に、7 月の緑政審議会にて意見聴取を行う予定です。9 月から見直しの概要その 2 の案について同じ作業を行い、その 1 とその 2 を合わせて、11 月頃に素案の案を作成、1 月の緑政審議会にて意見聴取を行い、いただいたご意見を反映したものと素案を確定します。その後、2 月に素案に対してパブリックコメントを実施したいと考えています。令和 3 年 4 月以降の工程をご覧ください。提出された意見を踏まえ、必要な修正を行い「緑の基本計画(案)」を作成、5 月頃の緑政審議会へ諮問し、夏頃の改訂版の決定、及び公表を目指したいと考えています。

続きまして、資料 3-3 をご覧ください。見直しの基本方針の素案です。「1 緑の基本計画見直しの趣旨」では、本計画を平成 8 年に策定して以降、数回の改訂を経ながら、緑地の確保や都市公園等の整備などについて着実に成果をあげてきたこと、今回の見直しは、定期的な見直し時期であると共に、近年の法改正や社会動向を勘案し実施することなどを記載しています。「2 見直しの基本方針」では、「(1) 基本方針の継承」として、本計画

の基本理念や将来都市像などの基本的方針は引き続き継承すること、「(2)緑政上の課題の解決」として、環境問題、維持管理、財政的視点などを記載しています。このほか、「(3)計画の実現性の向上」、「(4)グリーン・マネジメントの更なる実践」、「(5)分かりやすい計画の提示」などを、見直しの基本方針としています。「3 スケジュール等」では、見直しの状況を広く市民に公開し、市民意見を適切に聞くことのできる体制とすること、令和3年の確定を目指すことを記載しています。資料の説明は以上です。

本日は、見直しの進め方ほか、お示ししました資料に関してご意見をいただきたく存じます。また、このほか、見直しに向けた課題やご提案などあれば、頂戴できればありがたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。説明は以上です。

入江会長：今後緑の基本計画を改訂していくということですが、ご意見やご質問等いただければと思います。資料3-1から資料3-3にかけてです。皆様、いかがでしょうか。

山本委員：資料3-3ですが、「2 見直しの基本方針」の「(2) 緑政上の課題の解決」というものがあります。これは、現状の課題を解決するもので、見直し方針の中で、最も重要だと思えますので、これについて2点意見を言います。1点目は、人材に関する記載が全然無いことです。緑化や保全を担う人材の育成について、今まで審議会で色々と議論してきました。それが、この課題の中に入っていないように見受けられるので、それを入れていただきたいです。もう1点が、維持管理、財政的観点、利活用という言葉だけが書いてあって、何が課題なのかがこのままではよくわからないので、長く書く必要はありませんが、それぞれの課題ごとにもう一言、二言付け加えていただきたいです。例えば、維持管理について言えば、維持管理の何が問題なのかを記述したほうが良いと思います。

入江会長：ただいまの意見について事務局から何かありますか。

秋山みどり課長：まず、人材の方につきましては、行政が管理の担い手と役割を分担することが大きな課題ですので、考えていくのですが、財政的観点と同様に、記載に具体性が無いというご指摘なので、この書き方については検討させていただければと思います。

入江会長：今、山本委員からお話があったこの「(2) 緑政上の課題の解決」の中で、「行政や管理の担い手との役割分担」と書いてありますが、人材育成的なところを、教育との連携もあるのかなと思いますので、そのあたりの文言を追記できると良いと私も思いました。維持管理や財政的観点をもう少し具体的にという話もありましたので、そこも追記いただければと思います。他はいかがですか。

押田会長職務代理：ただいまの山本委員の意見に重複するところがあります。同じ資料の「(2) 緑政上の課題の解決」及び「(3) 計画の実現性の向上」にあたると思いますが、今ご意見があった人材の育成に関するものがまさにそれです。現行の計画に対する検証、だからこのように改訂するというものが無いと、何のための改訂なのかがわかりにくいと思います。網掛け部が新しくなったことはわかりますが、前回に対してどのように見直していくのかをもう少し書いていただけると、よりわかるようになるかと思いました。人材育成、法改正についても、もう少しこのようにしていくということを資料の中に入れていただけると、今言った具体性のところがカバーできると思えますので、ご検討をお願いします。

入江会長：貴重な意見です。平成23年9月発行版がどこまで進捗したのかを示してほしいというお話でした。

押田会長職務代理：それに、新しい計画の方がより新規性、有用性があるというところもさらに加えていただきたいと思います。

入江会長：大事な意見だと思います。事務局、いかがでしょうか。

秋山みどり課長：押田会長職務代理がおっしゃったとおり、今まで何をやってきて、何が課題となってきたのかここに入ってくると思います。特に人材育成、啓発事業です。それに加えて、マンパワーが足りないという課題をどのように解決していくのかというところを膨らませて、書いていきたいと思います。書く箇所は、ご指摘の「2 見直しの基本方針」ではなく、「1 緑の基本計画見直しの趣旨」の部分になるかもしれません。

入江会長：他にありますか。

岩田委員：2 つあります。前回の改訂の時には時間が足りなくて、思ったレベルまで指摘できなかったのですが、鎌倉市緑の基本計画 48、49 頁のところですか。私が頁をいただいて、重要種や貴重種の保全について整理したのですが、今、絶滅が危ぶまれている種がどんどん増えていますので、そのあたりをどのようにソフトに取り扱うのかが一つあると思います。貴重種や重要種の種名を掲載してしまうと、密猟や盗掘を受けてしまうのです。もう一つは、本審議会の前委員である、石川先生が中心となっていただいて、緑のネットワークに関連して、流域ごとに大きな目標を作って、リーディング・プロジェクトにしました。ある程度は進みましたが、具体的には進んでいないので、もう少し進めていかなければならないと思います。

入江会長：1 点目の鎌倉市緑の基本計画 48、49 頁のところについては、重要な動植物の位置づけを今後どのようにするのかというお話でした。2 点目の流域については、平成 23 年 9 月発行版の大きな特色で、鎌倉市独自のものだと思います。そのあたりを、今回の改訂ではどのように取り扱っていくのかということだと思います。事務局、いかがですか。

秋山みどり課長：生物多様性につきましては、資料 3-3 の「(2) 緑政上の課題の解決」に「生物多様性等の環境問題」と記載していますが、先ほどのご意見と同様にどこまで書くかというところはありますが、緑の基本計画の本編を作成する時には、どのような内容で書くかをしっかり検討していきたいと思います。

入江会長：他にありますか。

岩田委員：鎌倉市緑の基本計画の 167 頁以降に、先ほど話した流域ごとの地域別の方針が書かれています。これをちょっと膨らませていくのか、あるいは 10 年後、20 年後に鎌倉市独自の何らかの方針を打ち出すのか。もう、緑の基本計画は、10 年や 20 年に 1 度しか改訂できなくなってきていると思います。今までの緑政審での議論を踏まえ、鎌倉市緑の基本計画のあゆみを進めていかななくてはなりません。資料 3-3 の素案だけではさみしいので、今回の改訂を通して、メインに何を考えていくのかをもう少し検討をしなければならないのではと思います。

入江会長：鎌倉市緑の基本計画 167 頁から「1. 流域を踏まえた地域の概念」が書かれています。先ほど話したとおり、これが鎌倉市緑の基本計画平成 23 年 9 月発行版の一つの大きな特徴かと思っています。167 頁の図の点線の部分は尾根を示しています。尾根は鎌倉にとって、緑の背景の部分になりますので、尾根筋も生き物のネットワークを考える上で、大事な場所かと思っています。尾根と谷筋を上手にネットワーク化するような考え方が、今回の改訂時

に位置づけられていけば良いかと思います。岩田委員にお伺いしたいのですが、流域単位で考える生き物のネットワーク性を踏まえた計画は、鎌倉市以外でもあると思いますが、神奈川県やあるいはほかの市町村が、尾根筋をネットワークの構成要素としてとらえた事例はありますか。尾根筋を伝って移動するものとしては、例えば、哺乳類があげられるかと思います。

岩田委員：神奈川県、特に本庁は現場の情報をあまり把握していません。例えば、イノシシ、サル、シカは有害鳥獣関係の被害を中心にした対策しか立てていません。会長がおっしゃられたように、群れから離れた個体についてよく話題になるのはニホンザルですが、そのような情報は県の本庁はほとんど持っていません。むしろ、鎌倉市や私が個人的に収集しているデータを県へ提供しています。会長がおっしゃられるのは、離れ個体の過去の動線を見てみると、色々な水系とか山の稜線とかを伝うといった、ある程度特徴があると思います。調査結果をネットワークに重ねて、新たな概念を打ち出すことが必要だと思います。

市内には貴重な動植物が生息していますが、場所を特定できないように公表していないものがあります。鎌倉市の自然の目玉になるような貴重なものは、人知れず、市民が知らないところで守られています。それをどのように担保するかが非常に大きな課題になっています。緑の基本計画に載せにくいものなので、困るのですが。

入江会長：他はいかがでしょうか。

飯田委員：3点あります。資料3-3の「2 見直しの基本方針」の「(5) わかりやすい計画の提示」とありますが、提示だけで良いのかと疑問に思います。市民も一緒に計画の推進を行っていかねばならない時代にあります。計画を作りました、提示をします、と押し付けられるような状況では、市民も賛同しにくいと思います。わかりやすく計画を示していくのはすごく大事なことだと思いますが、計画づくりを、市民に働きかけて市民と一緒に作っていくことがより大事だと思います。パブコメだけでは意見は集まりにくいと思います。もっと市民に働きかけて、一緒に作り、みんなの計画なのだと思ってもらうことが大切です。緑の基本計画の改訂を、新しい主体を取り込むきっかけにしていく方が、長期的に見て良い方法なのではないかと思うのが1点目です。提示にとどまらず、参画を促していくような新しい仕組みを作っていくかということです。一旦、話を止めた方が、回答しやすいと思うので、一時中止します。

入江会長：事務局、いかがでしょうか。

秋山みどり課長：「(5) わかりやすい計画の提示」のところですが、緑の基本計画は行政計画というところで、しっかりとした内容を載せなければならなかったため、市民の方には難しいところもあったかと思います。しっかりとした内容を載せることは継承していきますが、見やすくできるところは見やすくしていき、「(5) わかりやすい計画の提示」に記載した「本計画に係る全ての者が事業の方向性及び目標を共有できるよう」というところを一番目指していきたいと思います。市民と一緒に計画を推進していくので、市民意見の聴取は、業務委託の発注に際し、どのような意見の聴取ができるのかを受注希望業者から提案を求めてみるなどを通して検討し、市民の意見を取り入れてやっていきたいと思います。

入江会長：私も飯田委員の意見に賛成です。市民が参画することを、今回の改訂ではぜひ考えていきたいなと思います。特にこのように地域別に方針を落とし込んでいく所は、地域で行動

する時に、市民の方々やボランティア団体の方々と一緒に形を作っていくことがあり得ると思います。ワークショップを含めて計画に参画する、あるいは管理に参画するということが大事になると思いますので、今後検討できればと思います。

飯田委員：鎌倉市は緑に対して色々な意見を持った市民がいると思うので、束ねることが一筋縄でいかないと思いますが、本当に頑張っていていただきたいと思います。

岩田委員：例えば、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーに一生懸命やっていますが、現場の作業されている方には、色々な課題があると思います。問題点を抽出するという意味でも、初期にワークショップを開くなりすると良いと思います。あと、(公財) 鎌倉風致保存会もボランティアが多いので、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーと(公財) 鎌倉風致保存会が両輪で動かしていただけたらと思います。特に(公財) 鎌倉風致保存会はこの前、ボランティア作業中に大きな事故を起こしていますので、そのようなことも参考になると思います。

飯田委員：2 点目です。先ほど流域の話をもどのように発展させるかということの一つの道として示せればと思います。昨今、国土交通省が国としてグリーンインフラを推進することを発表されていました。流域とグリーンインフラは非常に相性が良いと言いますか、台風 19 号の被害もありましたが、雨水管理の視点から、緑がどのように機能し、使っていけるのか、あるいは下水道の負荷を減らすためにもっと緑でどのようにしていかなければならないのか、そのあたりについて、日本中で、世界中で大きな議論になっています。グリーンインフラという言葉も緑の基本計画に入れると、それは先進的な事例になるのです。流域の考え方がベースにあって、色々な緑のネットワークとかも示された上で、下水道の負荷を減らすためにもグリーンインフラとして、どのように緑を使っていけるのかという観点を、今回の改訂時に新たに盛り込めれば非常に良いのではないかな、下水道担当課の方々との連携もある程度必要になるのではないかなと思いました。

入江会長：事務局、お願いします。

秋山みどり課長：グリーンインフラにつきましては、国土交通省からおおむねの考え方が示されていますが、定義についての認識が浸透しているとは言い難い状況であると認識しています。来年度の緑の基本計画の見直しの際に、本編に位置づけさせていくということも必要であると考えています。資料 3-3 の「2 見直しの基本方針」の「(2) 緑政上の課題の解決」の「緑の多機能性を発揮させ」というところで、はっきりとは書いていませんが、グリーンインフラのことを考えているところです。

入江会長：グリーンインフラの考え方は、この流域の考え方と非常にリンクしてくるところでありますし、国土交通省の定義とヨーロッパで定義されているものとはまた違ってくるものです。グリーンインフラでは、基本的には多機能性とネットワーク性が非常に大事だということが言われています。その中でも、先ほど飯田委員が言われたとおり、いわゆるグレーインフラとグリーンインフラをどのように統合するかということです。グレーインフラの中でも、とりわけ下水道の、いわゆる合併式なのか、雨水と分流式でやっているのかが大事です。鎌倉市内の流域との関係性で、どのようなネットワークができていけるのかを鎌倉市緑の基本計画の資料として提示されると、計画にも反映させやすいのではないかと考えています。一方で、グリーンインフラの中には、先ほど飯田委員がお話していたような市

民との連携が強く言われています。グリーンインフラは大きく4つ言われています。多機能性、ネットワーク性、市民との連携、グレーインフラとの関係性。これらがグリーンインフラの理念というか、コンセプトになっています。そのあたりを今後、どのように鎌倉市緑の基本計画に位置付けていくのかというのも、とても大事だと思いました。

岩田委員：私は河川や下水道関係の調査等を行っているので、ちょっと補足します。下水道には流域下水道と、公共下水道がありますが、鎌倉市は公共下水道です。雨水を分離する分流方式です。これは全域です。基本は非常にできているのですが、その一方で、小さな河川は、この前のような大雨が降ると冠水するとか色々な問題があります。それから、昔ながらの家が建っているので、流域で雨水排水施設の必要な断面を確保できません。色々な問題があります。ですから、竹内市長の頃、平成8年頃ですかね。国の補助金をいただいて、親水護岸を作ったりしました。それは大分老朽化しているのもう一度見直す必要があるかもしれません。それから、会長が言われたようなことが、市民には浸透していません。神奈川県藤沢土木事務所は、河川法が改正した関係もあって、生物に優しい維持管理をしてくれるようになりました。非常に生物多様性は向上しているのですが、その一方で市民が、例えば、洗車した廃水を側溝に流しています。側溝に流された廃水は、直接、河川に流入することになるので、河川の汚濁が非常に進んでいたりします。逆転現象がおきています。そのあたりをもう少し丁寧に進められたらと思います。

入江会長：貴重なご意見ですね。飯田委員、続いてお願いします。

飯田委員：今のお話に関連するところですが、グリーンインフラとは、鎌倉市ではどのように捉えるかということ、市民に非常にわかりやすく伝えられると良いですね。それこそ、洗車した水を流さないようにするためには、どのようにすれば良いですかね。

岩田委員：側溝の水を污水管に繋ぐしかないです。ただ、そのようにすると大量の雨水が下水処理場の設備を大改造する必要等色々な問題がまた出てきます。

飯田委員：今、私も混同していますが、市民に協力を求めていけるような計画の見せ方をできると良いと思いました。3点目は、他の委員の方の意見も聞きたいのですが、この「2 見直しの基本方針」の「(1) 基本的方針の継承」とあります。これは、著名な学識経験者委員の方々が長年いらっしゃっていた時に作成しました。2年前に、緑政審議会の委員改選があって、学識経験者委員の大半が刷新されました。著名な学識経験者委員の方々が委員だった時は、苦勞されてたくさんの緑地を確保してきたと思います。新しい委員になって、確保してきた緑をどのように維持管理していき、暮らしの中に役立てていくかというすごく大きなパラダイムシフトが起こったのではないかと考えています。そのつもりで、審議会の委員をお引き受けしました。継承すべきものはたくさんあって、それを抜本的に見直そうと思っているわけではないですが、ただ、社会が大きく変わったのだということは、この、今までの基本的な方針の上に新しく、全く違うものとして考えていかなければならないものがあるということは、示していただきたいと思っています。他の委員の方々のご意見も聞けたらなと思います。

入江会長：飯田委員、ありがとうございます。他の委員の方、いかがでしょうか。

山内委員：飯田委員がおっしゃったことをまさに言おうとしていました。前回の改訂の時には台峯緑地の保全に道筋をつけることがメインでした。三大緑地は大きく保全されたということ

で、市民も大分そのことを理解しています。ぜひ、今後、確保した緑地の質の維持向上、あと、市民がもっともっと緑地を利活用して、市民生活の質を高めていきたいということ盛り込めるとすごくありがたいと思って聞いておりました。

山本委員：資料3-2に「鎌倉市緑の基本計画 改訂のスケジュール（案）」があります。このスケジュールの中で、パブリックコメントの募集を何回か行う予定ですが、これをNPO鎌倉みどりのレンジャーのような実際に緑地の維持管理活動をやっているボランティア団体に、特別にメール等で資料を送って、意見をいただけませんかという聞き方をしてみると良いのではないかと思います。パブリックコメントだけだと、わざわざアクセスしなければなりません。市の方から呼びかけ、意見を求めるといった工夫をしたら良いと思います。そのようにすれば、色々な新しい意見が出てきて、新しい計画ができると思います。

押田会長職務代理：飯田委員、山本委員のお言葉に重複させていただきます。「(5) わかりやすい計画の提示」の部分にも関わってきますが、計画を作って見せるところまでは良いのです。鎌倉市は、ほかの町と比較してましたと思うのは、緑の計画を知っている人が比較的多いのですが、やはり周知が足りません。せっかく作ったのであれば、市民からのフィードバックは必要ですね。せっかく人づくりに絡めたいのであれば、地域の団体や、場合によってオープンハウスのようなやり方をやっても良いと思います。周知と合わせて、評価の仕組みを加えていただければ、より画期的なものになると思います。あと、私も先ほどの飯田委員の意見に賛成するところがありまして、「(1) 基本的方針の継承」に「引き続き継承し」と書かれていますが、今、緑は保全だけでは済まなくなってきていて、結局人が入らないと守れなくなっているんで、活用の視点はどうしても入れざろう得ないので、そのあたりを踏まえた上で、前向きな継承を、継承という言い方が難しいのですけれども、継承しつつ、前進するような話があっても良いのではと思います。最後のは感想です。

入江会長：田中委員、いかがでしょうか。

田中委員：みなさんがおっしゃることをなるほどと思いながら、私も同様に思っております。先ほど山内委員がおっしゃったのと同じなのですが、資料2-2の7頁「(4) 市民等との連携」の2点目に「市が緑地の整備イメージを明確にし、作業に携わる者全員が共有できるようにします。」とありますが、ボランティア団体に所属しないが、数人で管理作業に関わりたい方もいらっしゃると思います。そのような人たちにも、市との話し合いがあったときに、このような情報がもらえると良いと思います。

入江会長：市民の参画についてかと思いますが、事務局、いかがですか。

秋山みどり課長：色々なご意見、ありがとうございました。資料3-3「2 見直しの基本方針」の「(1) の基本方針の継承」というところですが、鎌倉市緑の基本計画36頁、「2. 計画の基本理念」をご覧ください。「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」と定めてあります。37頁には「3. 鎌倉市がめざす緑の考え方」には「(1) 緑の機能」として捉えたものを7つ示しています。国では4つ同じように捉えていて、市ではより詳しく書いているという認識をしています。最終的に目指すゴールは、おそらく変わってこないと思ひまして、今回、継承するとしました。それに対するアプローチとして、専門家である学識経験者委員、市民の方々のご意見をいただいたりして、基本計画に反映していけば、新しいものができるのではないかと考えています。

入江会長：私も、継承ということを踏まえて、更に発展的に、確保した緑地を活用していくということになればと考えております。緑の基本計画見直しの最初のたたき台的なものでありますが、皆様から今回ご意見をいただきましたということですのでよろしいでしょうか。

(同意)

入江会長：では、報告事項以上で全て終了しました。その他にご質問などございますか。

(質問等無し)

入江会長：それでは、報告事項を終了します。

3 その他

(1) 鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて（討議のとりまとめの確定）

入江会長：それでは、次第の3、その他としまして、(1)「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて（討議のとりまとめの確定）」について、事務局から報告をお願いします。

秋山みどり課長：鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて（討議のとりまとめの確定）、説明します。本件は、第63回の当審議会における、「財源、基金に関しては非常に重要な検討事項である」とのご意見を受け、ご意見の聴取、及び、取りまとめを継続して行ってきたものです。ご討議に当たっては、本市の緑の保全や維持管理に係る予算の現状や見込などをお示しし、その状況を踏まえた「鎌倉市の緑のあり方」についてご討議、ご意見をいただけてきました。前回は、次の段階の緑の基本計画の五年毎の見直し検討の反映などに繋げていくため、最終的な討議の取りまとめ案に対して、意見をお伺いしました。いただいたご意見を反映し、資料4-1のとおり討議の取りまとめとして確定しましたことを報告させていただきます。内容については、担当係長から説明します。

後藤みどり担当係長：前回資料から追記した点について説明します。資料4-2をご覧ください。これは、前回審議会における主なご意見で取りまとめに反映したものです。入江会長からは、「市内の大学や高校との連携」といった文言を加味する、「(6)担い手の育成、緑化推進団体との連携」に、文言を加筆する。押田会長職務代理からは、「情報の収集や共有を加える」、「(5)役割分担」のところで整理する、山本委員からは、「鎌倉市内の高校や大学の力を借りられないかを検討する」、松行委員からは、「市内外の大学や市内の高校との連携」としてはどうか、山内委員からは、「他の市民や観光客を巻き込んで、新たな担い手を模索していくとうたった方が良い」とのご意見をいただきました。

資料4-1、9頁をご覧ください。これを受けまして、追記した文章をアンダーラインで表示しています。(3)地域制緑地の管理に、「・県内の学校(高校・大学)との連携についても検討する。」と記載しました。なお、市内にある学校の数ですが、高校が10校、大学が1校あります。また、(5)役割分担に、「・緑地保全手法に関する情報の収集や共有化

を図る。」(6)担い手の育成、緑化推進団体との連携に、「・様々なステークホルダー(市民や観光客など)と連携し、新たな担い手づくりを模索していく。」との文章を追加しました。変更箇所については以上です。

続きまして、本資料、2頁において、「2現状と課題」の「①自然環境の変化」として、「台風・地震災害の発生により、樹林地内での倒木・崖崩れの発生が危惧されている」としてありますが、これに関連して、9月に発生しました台風15号による緑地での被害状況について簡単にご報告したいと思います。9月8日に発生した台風15号による被害につきましては、9月27日時点の取りまとめ状況は、建物被害が約300棟、がけ崩れ101件、道路冠水6件、浸水12件、倒木558件となっています。特に、二階堂の歴史的風土特別保存地区である県有地ほかにおける崖崩れでは、谷戸の住宅地が孤立するなどして、自衛隊による土砂の撤去作業がおこなわれるなど、大掛かりな復旧作業となりました。また、ハイキングコースや朝夷奈切通については通行止めの状態となったほか、玉縄地区では、倒木により電柱が倒壊し道路が通行止めとなるなど、市民生活に支障が出る状況になりました。本市では、緑が市民生活の身近にあり、豊かな自然環境に日常的に触れ合える反面、樹林地においては普段からの維持管理が必要であることを、改めて知ることとなりました。討議の取りまとめにおいても、維持管理手法の確立を課題として挙げており、今後、緑の基本計画見直し検討へ繋げていきたい考えです。説明は以上です。

入江会長：ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等をお伺いしたいと思います。前回意見をいただいたものは、加筆されているという話でした。確認いただけますか。

(確認。同意)

入江会長：よろしいですか。先ほど、追加で言われていた先月の災害のお話は全国的な話で、今後、維持管理を含めて大事なことかと思えます。先ほどの緑の基本計画見直しの中でも、今日的な課題と国際的な課題を含めてやっていく必要があると思えます。これは、次回を含めて検討していければと思います。それでは、この事項についての報告を終了いたします。

(2)次回審議会日程調整

入江会長：続きまして、次回(第73回)の日程調整について、事務局からお願いします。

秋山みどり課長：次回開催は、事務局が事前に委員の皆様のご都合をお伺いしたところ、令和2年1月21日火曜日10時からとするのが良いと考えております。開催場所となる会議室については、改めてご連絡したいと考えています。日時のご確認をよろしくお願いいたします。

入江会長：いかがでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、次回の開催については、令和2年1月21日(火曜日)10時から、会議室は、後日通知をいただくとのことでよろしくお願いいたします。

(3) 当日確認事項

入江会長：次に、本日の確認事項を事務局からお願いします。

(書面配付)

秋山みどり課長：今、お配りしましたのが、本日の確認事項でございます。1 審議事項 (1) 前回は会議録の確認。会議録を配付し、委員の確認をもって了承した。2 報告事項(1)確保緑地の適正整備事業について。確保緑地の適正整備事業について、報告書の確定と事業の考え方(令和元年度版)(案)について事務局から報告され、了承した。資料の一部を修正することとし、修正部分の確認については、会長に一任することとした。(2)鎌倉市緑の基本計画の見直しについて。鎌倉市緑の基本計画の見直しについて、事務局から報告がされ、了承した。3 その他(1)鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて(討議のとりまとめの確定)。鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて、討議のとりまとめが確定したことを事務局から報告され、了承した。(2)次回審議会日程調整。令和2年1月21日(火曜日)10時から開催することとした。(3)審議会確認事項。本日の審議会での議論を本確認書で確認した。以上です。

入江会長：確認事項について、委員の皆様から何かあれば、お願いします。

(意見なし)

入江会長：特にご意見がなければ、本日の確認事項は、事務局が配付した書面の内容で確認させていただきます。それでは、本日の緑政審議会は、これで終了いたします。ご審議いただきまして、ありがとうございました。